

坂井市ふれあい公園条例施行規則

平成18年3月20日

規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市ふれあい公園条例(平成18年坂井市条例第127号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、ふれあい公園使用(使用変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用しようとする日の3箇月前から行うものとする。ただし、市長は理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、公園の使用を許可したときは、ふれあい公園使用(使用変更)許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用の許可事項の変更)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長に対し、当該許可に係る事項の変更を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、申請書に使用許可書を添えてしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公園の秩序又は風紀を乱すような行為はしないこと。

(2) 公園内をみだりに汚損しないこと。

(3) 使用後は、直ちに原状に回復し、清掃を行うこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三国町公の施設の設置及び管理条例(昭和39年三国町条例第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、こ

の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

ふれあい公園使用(使用変更)申請書	
年 月 日	
坂井市長 様	
申請者 住 所 団 体 名 責任者氏名 電 話 番 号	
⑩	
次のとおりふれあい公園を使用(使用変更)したいので、申請します。	
使用公園名	公園
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用予定人数	人
備 考	

様式第2号(第2条関係)

年 月 日	
ふれあい公園使用(使用変更)許可書	
様	
坂井市長 印	
年 月 日付けで申請のあったふれあい公園(_____ 公園)の使用(使用変更)については、次のとおり許可します。	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
使用目的	
遵守事項	1 公園の秩序又は風紀を乱すような行為はしないこと。 2 公園内をみだりに汚損しないこと。 3 使用後は、直ちに原状に回復し、清掃を行うこと。
その他	